

# ふじみ野市 入所に関する注意事項

令和6年9月1日

## 目次

1. はじめに確認していただきたいこと（重要）	1
（1） 入所選考について	1
（2） 放課後児童クラブの入室申請を同時に行う方へ	1
（3） 育児・介護休業法における短時間勤務制度の利用に関する基準	1
（4） 希望施設の開園(閉園)時間について	2
（5） 出産予定の子を入所申請する場合(4月入所申込者のみ)	2
（6） 4月(入所月)から転職する場合	2
2. 就労、家庭状況等に変更があった時の必要なお手続き	2
（1） 提出方法	2
（2） 提出書類一覧	3
3. 入所後の基本的なルール及び留意事項について	4
（1） 保育施設の基本的なルールについて	4
（2） 保育料について	5
（3） 「保育を必要とする事由」とは	5
（4） 保育時間について	5
（5） 育児休業の取扱いについて	6
4. よくある問い合わせ	7

## 1. はじめに確認していただきたいこと（重要）

### （1） 入所選考について

利用調整の基準に基づき、保育の必要性の高い順に入所者を決定します。入所決定後、退職や転職等で、申請時(転所申請を含む)の就労条件を満たしていなければ入所を取り消すことがあります。また、市外から転入予定で申請している方は、入所月の前月末までに必ず住民票を異動し転入手続きをしてください(転入手続きが終わっていない場合は入所を取り消します)。

### （2） 放課後児童クラブの入室申請を同時に行う方へ

放課後児童クラブ入室申請を同時に行う場合は、就労証明書の併用が可能です。原本を保育所入所申請、写しを放課後児童クラブ入室申請へ提出してください。

### （3） 育児・介護休業法における短時間勤務制度の利用に関する基準

制度を利用する場合、1日あたり2時間以内の実働時間の短縮であれば、制度利用前の契約上の実働時間で選考を行います。1日あたり2時間を超える実働時間の短縮や、勤務日数を減らして就労する場合は、制度利用後の日数と時間で選考を行います。入所後も同様に、2時間を超える実働時間の短縮や勤務日数を減らした場合または制度利用終了後に元(契約上)の実働時間に戻っていない場合は退所となります。勤務地が遠く、通勤に時間がかかり通常保育時間内での送迎が困難であることが明らかな場合は、2時間を超える短縮を認める場合があります(保育課へご相談ください)。

#### (4) 希望施設の開園(閉園)時間について

希望施設の開園(閉園)時間を事前に確認していただき、勤務先と就労時間や時短勤務について調整した上で就労証明書をご提出ください。「入所した施設の保育時間では、申請時に提出した就労証明書どおりの就労ができない」、「時短勤務制度を利用しても迎えが間に合わない」などの理由で、事前に相談なく入所後に実働時間を減らすこと、転職することは、選考時の点数が変わり優先順位が変動する可能性があるため認められず退所となります。  
※実働時間を減らすことは原則認めません。転職や就労条件の変更等を考えている場合は必ず事前に保育課へご相談ください。

#### (5) 出産予定の子を入所申請する場合(4月入所申込者のみ)

令和7年2月1日までに出産予定の人は「仮申請」という形で申込可能です。申請の予約をし、申請書類一式を用意していただいた上で以下の要領で申請してください。

- ①申請書類の申請児童名欄は空欄(出産後に来庁し記載)
- ②母子手帳の表紙と出産予定日記載欄のコピーを添付
- ③出産後に健康カードを提出

※出産日が遅れて2月2日以降に生まれた場合は、5月入所申請扱いとなります(最短で預けられる施設が月齢2か月以降のため)。

#### (6) 4月(入所月)から転職する場合

現在の勤務先で3月末(入所月前月末)まで勤務し、4月1日(入所月1日)から転職先で勤務開始かつ実働時間と就労日数が下回らなければ問題ありません。申請時に、現在の勤務先の就労証明書(No.3 雇用期間欄に令和7年3月31日(入所月前月末)までと記載)と転職先の就労証明書(No.3 雇用期間欄が令和7年4月1日～(入所月1日))を一緒にご提出ください。3月末(入所月前月末)まで勤務せず間が空く場合は、内定の点数となります。受付時に何も申し出がなく、4月(入所月)から転職した場合(3月末(入所月前月末)まで勤務せず)や実働時間などを減らした場合は、選考時の点数と変わってしまうため入所取消や退所となります。4月(入所月)から転職や就労条件変更を考えている場合は必ず受付時にお申し出ください。

育児休業復帰せず転職する場合や、受付時に申し出がなく転職した場合は退所となります。

## 2. 就労、家庭状況等に変更が生じた際に必要な手続き

### (1) 提出方法

転職、退職、勤務時間の変更、育児休業の取得、その他家族の状況に変更があったときは、速やかに「**給付認定申請書兼入所申込書記載事項変更・取消届**」(以下、「**変更届**」という)と「**変更内容がわかる書類**」の提出が必要です。変更届には、「誰の」「どのような」変更があったのか詳しく記入してください。保育が必要な事由や日数、時間数、同居家族の増減など家庭の状況が変更した時も必ず提出が必要です(希望する標準時間認定・短時間認定に○をつけてください)。

利用状況	提出先	締め切り
入所中の方	保育所等に直接提出	支給認定等の変更を必要とする開始月の前月末まで
入所(転園含む)申請中の方 保留中の方	保育課又は大井総合支所	各申請締切日

月の途中で認定区分や保育必要量(保育標準時間/保育短時間)の変更があった場合、新しい認定区分、保育必要量、利用者負担額(以下「保育料」という)の適用は、翌月1日からとなります。そのため、その月については変更前の認定区分、保育必要量、保育料が適用となります。

## (2) 提出書類一覧

変更内容	提出書類	
	変更届 有無	その他の必要書類
ふじみ野市外に転出する 転出後も市内の保育所等の利用を継続したい場合は、別途手続が必要 (注1参照)	—	児童福祉法による申請取下届 ※保育所等利用中の場合には、 <u>退所願</u> を提出してください。
市内転居した	○	—
世帯構成に変更があった	○	① <u>保育の必要性を確認する書類</u> ※「ふじみ野市保育所利用のご案内」P.3参照。
		② <u>マイナンバー提供書</u> ・離婚の場合→戸籍謄本、ひとり親家庭等医療費受給者証(表)写し、離婚受理証明書のいずれかひとつ ・祖父母等の同居が解消→添付書類なし
仕事をやめた(求職中になった) (注2参照)	○	①保育所・無償化対象施設入所に関する求職活動申告書 ②退職日がわかる書類(源泉徴収票、雇用保険被保険者離職票など)
転職・就職・就労状況(勤務地、就労時間、日数等)が変わった (注2参照)	○	①就労(予定)証明書 ※自営業者、親族経営の会社勤務の場合、別途提出書類あり(「ふじみ野市保育所利用のご案内」P.3参照)。 ②(就職した3か月後に)3か月分の就労実績確認書類(給与明細か就労証明書)
申請児童が就労等を理由に認可外施設等の利用を開始した	—	保育室等在園証明書 ※就労等を理由に利用実績が一日4時間かつ月16日以上かつ月64時間以上の場合
産前産後休暇に入る	○	母子健康手帳の写し(表紙と分娩予定日が確認できるページ) ※出産後、母子健康手帳の出生届出済証の写しを提出 ※保育時間は標準/短時間選択可
現在入所中で育児休業を取得する	○	就労(予定)証明書(保育時間は短時間のみ)
育児休業が終了し仕事に復帰する	○	就労(予定)証明書
第3子以降の子どもが保育所等の入所が決まった(生計同一の子どもが3人以上いる家庭のうち、国の多子軽減制度により保育料が無料にならない第3子以降かつ2歳児クラス以下の児童が該当)	—	多子世帯保育料軽減申請書(毎年度提出)
兄弟姉妹が企業主導型保育施設、療育施設等に入所が決定した	—	在園証明書(兄弟姉妹用)
同じ世帯の方が(身体、療育、精神等)障害者手帳の交付を受けた(在宅の方のみ)	—	障害者手帳の氏名・等級記載部分の写し

入所申請の必要がなくなった	－	児童福祉法による申請取下届
入所申請の内容を変更したい	○	変更内容が分かる書類
入所決定したが、辞退したい	－	辞退届
保育所等を退園したい	－	退所願
転園したい	－	転所・転園希望届

注 1 既に入所している場合は、ふじみ野市の児童として退所する旨の退所届(住民票の異動日の属する月末が退所日)を保育所に提出します。転出しても継続して現在の保育所に通いたい場合は、住民票の異動日の属する月末までに転出先の市町村を通じて必要な申請をすれば、転出した年の年度末までは保育所に通えます。転出先からの申請がない場合、継続通園できません。保育料は転出先の市町村の保育料算定表で計算されます。

注 2 既に入所している場合、退所となってしまう場合があるので、事前に保育課にご相談ください。

### 3. 入所後の基本的なルール及び留意事項について

保育施設とは、父母が家庭で日中に保育ができず、「保育所での保育が必要」という事由のある方が「保育が必要な時間のみ」利用できる施設です。日中の保育がどのようにできないのかについて、提出いただいた書類や各家庭の事情を考慮し、客観的で明確な事由から判断の上、必要な分の保育を提供いたします(入所決定した施設で、申請書類を踏まえた入所説明・事前面接等を行い、保育を利用できる時間の調整や、保育の必要性の事由、各家庭の保育における事情の確認を行います)。

また、申請時と同じ条件で入所しているか確認します。申請時の条件と相違していた場合、選考時の点数が変わり入所できなかった可能性があります。そのため、書類を再提出いただき、条件の変更有無を確認させていただきます(内容によっては退所になる可能性があります)。1日4時間、月16日以上の就労に満たない雇用契約や実績不足の就労証明書で申請をした方は、入所後、1ヶ月以内に基準を満たした就労証明書の提出をしてください。提出できない場合は退所になります。

#### (1) 保育施設の基本的なルールについて

- ① 入所後、集団生活に慣れるまでの間、通常の保育時間より短い時間での保育(ならし保育)となります。期間や内容は、利用される児童の年齢や保育施設等によって異なります。詳細は施設へご確認ください。
- ② 各家庭の保育が必要な事由と時間によって、保育所の利用時間が異なります。就労の場合は、就労証明書に記載の勤務時間と通勤時間を合わせた時間となります。仕事帰りの夕飯の買い物等は含まれません。
- ③ 標準時間認定であっても「就労後、17時までに迎えに行けるが、18時まで延長料金がかからないから18時まで預ける」ということはできません。必要な時間のみの利用になります。
- ④ 保護者のいずれかの仕事が休みの時は、原則、保育所の利用はできません。ただし、3歳以上の児童は保育カリキュラムの関係により、短時間認定の時間内で保育をする場合があります。保育所にご確認ください。
- ⑤ 保育所を利用している方は、保育の必要性が確認できる書類を1年に1回(10月～11月頃)提出していただきます。保育の必要性と入所条件の変更有無を確認し、保育所継続利用の可否の判断をします。継続利用が可能な場合、通知等は送りません。※保護者に内容の調査・確認の連絡をする場合があります。
- ⑥ 入所後、他の保育所へ転所(園)を希望する場合は、「転所・転園希望届」を提出してください。申請中の方と同様に保育の必要性を点数化し選考します。転所が決定した場合は、転所で抜けた園に他の児童が入所することになるため、転所を辞退し元の園に戻ることはできませんのでご注意ください。転所・転園申請書は、取下届が提出されない限り当該年度の12月まで毎月選考されますのでご注意ください。転所できなかった方で翌年度も転所を希望する場合、新たに手続きが必要です。
- ⑦ 保育所は1ヶ月以上のお休みはできません。1ヶ月以上休む場合は退所となります。ただし、下の子の産前産後休暇(産前6週・産後8週)で里帰り出産をする場合には1ヶ月以上のお休みが可能です。ただし、休んだ期間

においても保育料等は通常通りお支払いいただきます。

- ⑧ 介護・看護で入所した場合、入所時の保育が必要な量と同じ時間・日数以上の介護・看護が必要な場合に保育所を継続して利用できます。入所後3ヶ月間の介護・看護の実績を確認します。1日の流れ、1ヶ月の介護・看護の状況を自分で作成し提出してください。また、就労と併せて介護・看護も行う場合、入所後3ヶ月の実績の提出時、就労証明書と介護・看護の状況を提出いただき、就労と介護・看護を併せてどのように保育が必要な状況だったかを、1ヶ月ごとに記載したものを提出してください。介護・看護が不要になった場合は、その月の月末で退所となります。
- ⑨ 災害復旧で入所した場合、入所後3ヶ月の災害復旧の状況の報告書を提出します。1日の流れ、1ヶ月の災害復旧の状況を自分で記載し提出してください。災害復旧が終了したら、保育所は復旧が終了した月の月末で退所となります。

## (2) 保育料について

- ① 保育が必要な事由が変わり、保育必要量や認定区分が月の途中で変更となった場合は変更届の提出が必要です。遡って認定の変更はできませんので、翌月から認定内容を変更します。「標準時間」「短時間」が変更になった場合、併せて月額保育料も変更となります。通知は変更月の20日過ぎに保育所を通してお渡しします。
- ② 変更届は月末（保育所が閉所している場合は直前の開所日）までに保育所へ提出すれば翌月から適用します。
- ③ 保育料の納付方法  
保育料は口座振替が原則となります。口座振替の申込書(入所承諾通知に同封)を指定の銀行又は郵便局（ゆうちょ指定様式）で早めに手続きしてください。  
▶認定こども園、小規模保育施設、事業所内保育施設の場合は、保育料を施設で直接徴収するため、施設へ確認ください。  
▶3歳児以上は無償化となりますが、公立保育所に入所の児童は、給食費の引き落としがあるので口座登録が必要です。私立保育所に入所の児童の給食費等については、各保育所へお問い合わせください。
- ④ 埼玉県が行う多子世帯軽減事業の該当者  
3人以上の子どもを保育している家庭は、第3子以降の3歳児未満（2歳児クラスまで）の保育料は無料となります。入所決定後に別途申請が必要です。また、該当する場合は毎年申請が必要です。

## (3) 「保育を必要とする事由」とは

- ① 保育が必要な事由には、1日4時間かつ月16日かつ月64時間以上の所定の理由が必要です。月16日以上保育が必要という理由で、保育所を1ヶ月単位で利用することができます。月16日未満であれば、一時保育等をご利用ください。  
※月16日未満の就労でも申請はできますが、保育所に入所が決定した月から月16日以上勤務で働くことが条件になります。
- ② 申請時の「保育の必要性」の実態が伴わない場合は、退所となります。しかし、家庭の事情等で他に保育が必要な事由がございましたら、登園状況等も把握する必要がありますので、保育課へご相談ください。

## (4) 保育時間について

保育が必要な量によって「標準時間」「短時間」のいずれかに認定します。保育所への送迎が8時から16時（保育所によって異なります）に間に合う場合は「短時間」と認定されます。また、「保育が必要な事由」のうち、「求職活動」と「既に入所中の上の子の保育継続のための育児休業」の場合は「短時間」となります。これ以外の事由は「標準時間」の認定となりますが、変更届で希望すれば「短時間」に変更することができます。

保育所(園)の入所申請の際に同時に「保育の必要性の認定」を受けることとなります。保育所に入れなかった場合

にも、認定は受けることとなりますので、保育の必要量や認定内容に変更が生じた場合には、認定の変更届の提出が必要です。

#### (5) 育児休業の取扱いについて

##### ① 育児休業とは

育児・介護休業法上の育児休業のことを指し、以下のような場合は該当しません。

- ・自営業の育児休業取得（育児・介護休業法の育児休業制度を設けている場合は、育児休業を取得する際、就労証明と併せて根拠規定をご提出ください。）
- ・一度退職扱いとなり、再雇用となる場合（特にパート・アルバイトの方など）
- ・育児休業終了までに雇用期間が満了し、更新がされない場合
- ・職場の就業規則等がなく、独自の制度で育児休業を取得している場合

##### ② 第二子以降の児童のための育児休業で、上の子を保育所に継続して預ける場合の特例措置について

育児・介護休業法に基づく育児休業期間の記載がある就労証明書と認定希望及び変更内容が記載された変更届を保育所へ提出いただくことで、保育所を継続して利用できます。

※本特例措置は育児休業該当児童が1歳に到達する日の前日まで利用可能です。ただし、出産児が1歳に到達する月の選考までに入所申込みをした方で、保留となった場合は、最長で出産児が1歳に到達した年度の3月末まで上の子の継続入所を認めます。また、会社の福利厚生等で育児休業を2年以上取る場合は、退所となります。

※翌年度の4月入所申請は、前年の10月～11月頃になりますので、忘れずに申請を行ってください。

##### ③ 育児休業後の支給認定について

育児休業中の保育の必要量の認定は「短時間」となりますが、育児休業該当児童が保育所に入所できたことで、保護者が就労復帰する場合に、就労時間と通勤時間に応じて、認定を「短時間」から「標準時間」へ変更する事ができます。通園中の保育所で変更届を受け取り、保育所へ提出してください。**保育所からお知らせしません**ので、ご自身で保育所へ連絡してください。

例1) 下の子の育児休業取得中で既に在園中の上の子がいる。新規入所で4月から下の子が入所できた。育児休業を4月末日まで取得し、5月から就労復帰するので上の子の認定も5月から標準時間にしたい。

→育児休業の取得期間を記載した就労証明書と「5月から上の子を標準時間認定に変更」する旨を記載した変更届を**4月15日（土・日・祝日の場合は直前の平日）までに併せて提出する**。

例2) 下の子の育児休業取得中で既に在園中の上の子がいる。新規入所で4月から下の子が入所できた。育児休業を4月10日まで取得し、4月の途中（11日）から復帰するので上の子の認定も4月から標準時間にしたい。

→育児休業の取得期間を記載した就労証明書と「4月から上の子を標準時間認定に変更」する旨を記載した変更届を**3月末（土・日・祝日の場合は直前の平日）までに併せて提出する**。

##### ④ 新規申し込みの方の育児休業の取り扱い

新規で申請する児童の場合、「育児休業を取得するため保育園を利用したい」という理由は認められません。申請時から育児休業を取得するのであれば保育の必要性はないという認識になるためです。

#### 4. よくある問い合わせ

就 労	<p>Q：入所(転所)決定後、雇用契約の内容を変更して、勤務時間・日数を減らすことにしました。保育所の継続利用は可能ですか？</p> <p>Q:入所(転所)申請時に提出していた就労証明書の内容(会社、時間、日数等)が変わってしまった。</p> <p>A：入所(転所)申請時の就労内容で点数を付け選考しています。そのため、勤務時間や日数を増やす場合は問題ありません。しかし、減らす場合は、選考時の点数が変わり入所できなかった可能性がありますので、退所になります。入所(転所)して1年間同条件を継続し、実績不足等がなければ条件を変更することが可能です。変更を希望する場合は、必ず事前に保育課にご確認ください。</p>
	<p>Q：雇用契約上、最低基準を満たしていれば、勤務日数や収入の実績が伴わない場合でも保育所に入所継続できますか？</p> <p>A：できません。特に在園児においては必要に応じて実績も確認させていただきます。勤務実績が足りない部分について、病気・怪我などで勤務ができない事実がお束手帳や診断書等の客観的な書類で確認できる場合は認められます。</p>
	<p>Q：4月に入所できた場合はいつまでに育児休業を切り上げる必要がありますか？</p> <p>A：4月末(入所月の末日)までです。5月1日(入所翌月初日)には会社に復帰していないと退所になります(ゴールデンウィークで5月3日まで祝日で会社が休みだったとしても、育児休業での休みは4月末までで、5月1日には復帰していることが必要となります)。5月以降の入所においても、考え方は同じです。育児休業が入所月で切り上げられない場合は、退所となります。育児休業を切り上げる事ができる入所月の締め切りまでに再度申請してください。</p>
	<p>Q：育児休業復帰後は、会社に時短勤務制度があるため日数や時間を減らして勤務する予定です。入所選考や入所後に影響はありますか？</p> <p>Q：会社に時短勤務の制度はあるが、どのように時短勤務をするかは申込み時点で未定です。入所選考や入所後に影響はありますか？</p> <p>A：時短勤務をすることが申込み時点で決定している場合、就労証明書に時短勤務の内容を記載していただくことになっています。1日あたり2時間以内の実働時間の短縮であれば、雇用契約上の時間で選考します。それを超える短縮の場合は、短縮後の実働時間で選考します。勤務日数を減らす場合にも、減らした日数で選考します。また、申込み時点で時短勤務の内容が未定で、就労証明書に記載がない場合でも入所選考に影響はありません。入所後に時短勤務をする際、1日の実働時間の短縮は2時間以内なら問題ありませんが、それを超える短縮や勤務日数を減らす場合には退所となります。</p> <p>※ただし、勤務地が遠く、通勤に時間がかかり通常保育時間内での送迎が困難であることが明らかな場合は、2時間を超える短縮を認め契約上の時間で選考することがあります。</p> <p>(条件)</p> <p>就労証明書に雇用契約上の勤務状況及び時短勤務を取得する状況を記入いただくことで、会社の時短勤務制度を利用していると判断します。両方の就労時間が記載されていることが条件です。</p> <p>例) 選考時→入所後</p> <p>①1日7.5H、週5勤務(10点)→時短制度取得1日6H、週5日勤務=○</p> <p>②1日7.5H、週5勤務(10点)→時短制度取得1日4H、週5日勤務=× 2時間を超えるため</p> <p>③1日7.5H、週5勤務(10点)→時短制度取得1日8H、週4日勤務=× 日数が減っているため</p> <p>④勤務地が遠く、通常保育時間に間に合わない。</p> <p>→就労証明書を確認し、通常保育時間内での送迎が不可能と判断した場合は、2時間を超える短縮を認めます。</p>

Q：就労先が2カ所あり、ダブルワークの場合の提出書類は？

A：2カ所の就労を合算して保育の必要性を判断するため、それぞれの就労証明書を提出ください。就労証明書の記載だけでは実績等の判断が難しい場合にはシフト表やその他の書類の提出をお願いすることがあります。

※その他の書類の例・・・1日の就労状況、1ヶ月の就労実績を併せて記載したもの（2カ所勤務することで、勤務時間や曜日等がどのような実績になり、保育が必要な部分はどの時間帯・曜日であるのかを確認できるもの）。

Q：雇用期間の開始日が未来日の就労証明書で入所申込した場合の手続き方法は？

A：申込期限時点で雇用期間の開始日が未来日の場合、就労開始後に変更届をご提出ください。変更届の提出がない場合は、内定点となります。開始日が変更になった場合は、就労証明書を再提出してください。

Q：自営または親族経営の場合の提出書類は？（ここで言う自営または親族経営とは、自分または親族が就労証明書を記載する状態を言います。税務関係上の自営とは異なります。）

A：①一日(1週間)・一月のスケジュール※任意様式(市に参考例有)、②直近3ヶ月のひと月ごとの収入のわかる書類（入金わかる通帳のコピー、なければ帳簿、売上げ書類等、請求書や納品書等）、③その他必要に応じて実態のわかる書類等の提出を求める場合があります。確定申告や税の申告は、1年間の財務状況の申告であり、保育課で確認したい内容ではないため受付できません。お手数料をおかけして申し訳ありませんが、ご自身又は親族の方が就労証明書等を記載することになるので、収入や勤務の裏付けとなる書類を提出いただく必要があります。

また、親族の会社で給与所得がある場合は、専従者控除等と異なり、提出された書類が税関係の部署と一致しているか、会社からの給与報告書等の書類と照合させていただく場合があります。

Q：自営業で育児休業制度がない。出産後も保育所を継続できるか。

A：入所中に認定が「妊娠・出産(産前・産後)」に変わる場合は、仕事に復帰しないと産後休暇(8週間)後の属する月の末日に退所となります。

Q：就労証明書で、雇用期間に期限がある場合の手続きは？

A：雇用期間内のみ保育所に入所できるため、その後は退所となります。契約更新した場合は更新月の前月15日までに就労証明書を提出いただければ保育実施期間を延長できます。

Q：育児休業復帰予定で新規入所したが、認定が保育標準時間だった。

A：新規入所で育児休業中の方は入所月の翌月1日までに復帰することが入所条件なので、申請時に提出された就労証明書で保育の必要性の認定をしております。就労証明書等で朝8時から16時（または8時30分から16時30分）までに保育所に送迎が可能な方は短時間の認定としておりますが、それ以外の方は標準時間で認定しております。また、時短勤務取得または取得予定の方は、時短勤務の時間を踏まえて判断しています。そのため、育児休業中で入所月は仕事を休んでいる場合でも、就労証明書上、朝や夕方方の延長時間に送迎が重なることが見込まれる方は標準認定になります。

Q：ボランティアなど無給の仕事をしている場合、保育所に入所できますか？

Q：親族や夫が経営する会社の手伝いをしていますが、就労を事由に入所はできますか？

A：給与収入など対価を伴わない労働については、保育の必要性のある就労とはみなされないため、保育所に入所はできません。埼玉県最低賃金×申請時の実働時間以上の収入がある就労をする必要があります。入所申請時には、就労証明書に記載のある勤務日数、時間数、収入額の裏付けとなる書類も提出ください。

自営等でネットショップ運営、ネットオークション等、「趣味」の意味合いが強い場合は就労とみなさないためです。

	<p>例) ネットショップで運営管理業→売上げ毎月0円→就労しているのか不明のため×</p> <p>例) ネットオークションで出品→売上げ月2,000円→他で就労していても片手間にできるのでは?×</p> <p>例) 売上げ毎月100万円→取引量が多く、就労として片手間では無理そうだ○</p>
<b>妊娠・出産 (産前産後)</b>	<p><b>Q:</b> 入所中に第二子以降の妊娠・出産をした場合の手続きについて教えてください。</p> <p><b>A:</b> ①就労の理由で入所し、育児休業制度がない場合(自営業など)は仕事復帰しないと産後休暇(8週間)後の属する月の末日に退所となります。</p> <p>②生まれたら育児休業を取得する場合は、変更届と育児休業の期間の記載のある就労証明書(出産後でない育児休業の開始日と終了日が確定しないため、出産後に発行したもの)を提出してください。 ※短時間認定への認定変更も併せて変更届に記入してください。</p> <p>※②の届出によって、保育の必要性の事由が「育児休業取得中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること」(後述)の理由で「短時間認定」へ変更になります。</p> <p><b>Q:</b> 申込みの時点で、妊娠中で、出産後育児休業を取得する予定です。その場合、上の子の入所申込みはできますか?</p> <p><b>A:</b> 入所月の前々月から入所月の翌々月の5ヶ月間に入所児童の母親の出産があった場合は、申込み時の「保育を必要とする事由」の種類に係わらず、母親の出産が「保育を必要とする事由」になります。そのため、産後に就労復帰せず育児休業を取得する場合、保育の必要性の認定期間及び保育施設の在籍期間は、出産日の8週間後の月末までとなります。産後に就労復帰する場合は、申請時に就労証明書の提出が必要となります。</p>
<b>疾病・障がい</b>	<p><b>Q:</b> 病気・障がい等によって、保育所を利用できる基準を満たす就労(1日4時間、月16日勤務)はできないが、少し就労している。</p> <p><b>A:</b> 保育が必要な事由が「疾病・障害」である場合、就労の最低基準を満たす必要はありませんが、勤務先の就労証明書を提出してください。</p> <p><b>Q:</b> 病気・障がい等によって保育所を継続利用する場合は</p> <p><b>A:</b> 病気・障がい等の「状況」や「治療期間」、「症状」により「日中の保育ができない」という記載のある診断書(市様式)を提出してください。</p>
<b>求職活動</b>	<p><b>Q:</b> 求職中で入所し3ヶ月以内に就職が決まっていない場合どうなりますか?</p> <p><b>A:</b> 3ヶ月以内に就職が決まらない場合、退所となります。</p> <p>(例) 4月に求職活動を事由として入所したが6月末までに就職が決まらなかった。 6月末で退所となります。入所継続のためには、保育実施期間の最終月の15日までに就労証明書を提出することが必要です(入所した月から数えて3ヶ月目の15日)。</p> <p>求職活動で入所した方</p> <p>※入所できる期間が限定されています(慣らし保育期間も含めて3ヶ月)</p> <p>就労開始3ヶ月後に、就労証明書に記載の通りに就労しているか実績を確認しますので、給与明細書等の勤務日数や勤務時間がわかる書類のコピーか、3ヶ月分の実績が記載された就労証明書のどちらかを提出してください。実績が保育所を利用できる基準を満たさない場合は退所になります。勤務の実績が基準を満たさなかった理由がありましたら、内容がわかる書類を添付して併せて提出してください。</p> <p>例) 子どもが熱を出したので、仕事を休んだ→お薬手帳の写しや病院の領収書の写しを添付</p>

<p style="text-align: center;"><b>求職活動</b></p>	<p>Q：4月に入所しましたが、7月に退職し転職を考えています。求職活動期間は3ヶ月認められるのでしょうか。</p> <p>A：認められません。<u>入所後の求職活動期間については、前職の退職日や就労実績等により市が指定します。</u>入所(転所)して1年間同条件の仕事を継続し、実績不足等がなければ、求職活動期間を3ヶ月間認めることができますが、入所(転所)して1年間経っていない方は、求職活動期間を認められませんので、退職後あいだを空けずに入所(転所)時の条件以上で転職しないと退所になります(事前に相談が必要です)。</p> <p>(例)4月入所(7.5H/日・5日/週)7月末退職 → 8月1日から転職先で勤務開始(7.5H/日・5日/週)</p> <p>※<b>事前に保育課へ相談</b>の上、求職期間が認められた場合は、変更届+求職活動申告書+退職日のわかる書類(退職証明書、源泉徴収票、離職票等のいずれか)を提出してください。</p> <p>※求職活動の場合は「短時間認定」のため、月途中で就労し「標準時間認定」へ変更したい場合は、変更届と就労証明書を提出しますが、認定内容が変わるのが書類提出月の翌月なので、就労開始月は延長保育料金を支払い、保育所を利用することとなります。</p>
<p style="text-align: center;"><b>就学</b></p>	<p>Q：提出書類は？</p> <p>A：「在学証明書」+1日の流れ、1ヶ月の就学の状況を自分で記載し提出してください。併せて学校のパンフレット、カリキュラム等授業時間がわかる書類の提出も必要です。</p> <p>★就学時間が短く、併せて就労もしている →「就学」の必要書類及び「就労証明書」をご提出ください。</p> <p>★就学には、職業訓練校も含まれます。就学の期間(卒業するまで)までの保育所利用となります。</p>
<p style="text-align: center;"><b>育児休業</b></p>	<p>Q：育児休業を延長したいので保育所に入れたくありません。申込書にどのように記載すれば良いですか？</p> <p>A：必要としているから申込むということが前提です。また、入所決定した場合、辞退しても保留通知は発行できません。</p>
<p style="text-align: center;"><b>その他</b></p>	<p>【申込受付について】</p> <p>Q：早く受け付けした方が有利になりますか？</p> <p>A：点数での利用調整となるため受付の順番は関係ありません。</p> <p>Q：前年度申し込みをされていて保留となった場合、翌年度の申し込みで有利になりますか？</p> <p>A：年度ごとの申込書類で点数をつけて利用調整を行うため有利になりません。</p> <p>Q：月の途中からの入所を希望していますが、申込みはできますか？</p> <p>A：入所日は各月1日ですので、月の途中からの入所はできません。</p> <p>Q：年度途中入所の選考はいつまで実施していますか？</p> <p>A：12月入所選考までとなります。なお、1月～3月の入所選考は実施していません。</p> <p>1月～3月生まれの方で、1月～3月の間は選考を行っていないという通知が必要な方は、12月以降に、運転免許証等の本人確認書類を持って窓口にお越しいただければ、通知を発行します。</p> <p>Q：4月入所の申込の際、いろいろ聞きながら申請書を記入することはできますか？</p> <p>A：受付当日は時間が限られていますので、申請書を全て記入した状態でお持ちください。記入が終わっていない状態ですと、他の空いている日時に改めて受付となりますのでご了承ください。</p> <p>Q：ふじみ野市に転入予定ですが、選考はどうなりますか？</p> <p>A：転入誓約書及び不動産売買契約書等で、入所希望月の前月末日までに転入すること・転入する場所・入居日(引渡日)が確認できる場合は、ふじみ野市民として選考します。転入後、速やかに保育課までお越しください。転入場所等が確認できない場合は、申請を受け付けられません。</p> <p>Q：市外に在住で転入予定がない場合、ふじみ野市の保育所に利用の申し込みはできますか？</p>

A：市民優先の選考を行っています。空きがある場合でも、それは転入予定の方や希望変更の方のためのものであり、転入予定のない市外の方の申請は受け付けておりません。

【申込みに必要な書類について】

Q：提出する証明書等に有効期限はありますか？

A：申込日から3ヶ月以内に発行された書類(健康カードは1ヶ月以内)を提出してください。

Q：障がいがあると思われる児童で療育手帳等の交付は受けていない場合、提出するものはありますか？

A：集団保育が可能かどうかを確認するために医師から診断書の交付を受けて提出してください。

Q：離婚を前提とした別居をしているが離婚は成立していない場合、就労証明書等の保育の必要性の証明書類や課税証明書など、必要書類は両親どちらかの分だけ提出すれば良いですか？

A：離婚調停が開始されていることが確認できる書類の提出がない場合、保育の必要性の証明書類等は両親ともに必要となります。

Q：内縁関係のパートナーがいる場合、提出書類はどうなりますか？

A：婚姻や同居をしていなくても、内縁関係や生活費の援助を受けているパートナーがいる場合には、通常の世帯と同様にパートナーも就労証明書等の書類の提出が必要になります。また、ひとり親世帯であっても生計が同一と考えられる同居人がいる場合は、その方も扶養義務者とみなし、保育料の算定根拠に含めます。

Q：保護者が拘留や行方不明等により不在となった場合の必要書類は？

A：拘禁証明書、行方不明者届受理証明書などの提出が必要になります。

【入所選考について】

Q：希望する園は1つだけの方が入所しやすいですか？

Q：希望順位が高い方が優先されますか？

Q：園に見学に行ったほうが入所しやすくなりますか？

A：希望する園の数、園に見学に行ったかどうかは選考に影響しません。入所選考は保護者の方から提出していただいた申込書類に基づき、保育の必要性の程度に応じて点数を決め、点数の順位が高い方から希望保育所への入所を決定します。同点の場合は希望順位が高い方が優先されます。なお、希望する園に記載されていない園は選考を行いませんので、利用を希望する園は全て記載してください。希望する園数に制限はありません。

Q：上の子で保育料の未納がありますが入所選考で不利になりますか？

A：申込時点で保育料の滞納がある場合は不利となります。

Q：早生まれに加点はありますか？

A：ありません。

Q：単身赴任の加点はありますか？

A：ありません。また、保育料は父母を合算して算定します。

Q：第4希望の保育所に入所が決まりましたが、思っていたより遠く、園の雰囲気も合わないので辞退したいです。入所を辞退した場合、次の入所選考で不利になりますか？

A：希望した園は通園可能という前提で選考します。辞退した場合、次の選考で不利になります。

Q：現在保育士として働いていますが、入所(転所)選考で有利になりますか？

A：保育士資格等を有し、認可保育所(園)・認定こども園・地域型保育事業所・認可外保育施設に1日6時間、月20日以上勤務する場合、入所(転所)選考の際に有利になります(資格取得内定(保育士証待ち)・勤務予定含む)。

※契約上実働6時間以上でも、時短勤務で実働6時間未満の場合は、有利になりません。

※勤務地が市外であっても対象になります。